

6 総務省

令和8年8月18日(火)09:30 現在
総 務 省

令和8年熊本地震に関する被害状況等について（第48報）

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・被害なし
	NTT ドコモビジネス	・復旧済
	KDDI	・復旧済
	ソフトバンク	・被害なし
携帯電話等	NTT ドコモ	・復旧済
	KDDI (au)	・エリア支障なし ※合計1局停波 (内訳) 熊本県 1局
	ソフトバンク	・復旧済
	楽天モバイル	・エリア支障なし ※合計1局停波 (内訳) 熊本県 1局

(注) 各事業者に被害状況を確認済。固定は、事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報なし
- ・市町村防災行政無線：被害情報なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波(テレビ)>

- ・被害情報なし

<地上波(ラジオ)>

- ・被害情報なし

<ケーブルテレビ>

- ・復旧済

<コミュニティ放送(ラジオ)>

- ・被害情報なし

3. 郵政関係

日本郵便

<窓口業務>

- ・熊本県内の郵便局は 542 局のうち 540 局で窓口業務を再開。
- ・それ以外の 2 局については引き続き窓口業務を休止。

<集配業務>

- ・同県内の多くの地域※で郵便物の取集・配達、ゆうパック等の引受け・配達を再開。
※宇城市の一部地域、美里町、八代市、氷川町を除く。

ゆうちょ銀行

- ・業務再開済

4. 市町村の行政機能の確保状況

- ・首長の動静：全団体で通常業務
- ・庁舎の損壊状況：八代市庁舎に躯体の損傷（免震ダンパーの破損）。停電による非常用電源使用は全団体で解消。美里町のエレベーター再開には時間を要する見込み。
- ・執務体制：罹災証明書の発行に関しては宇城市・八代市でオンライン申請を導入し、滞留を解消。

Ⅱ 総務省の対応状況

- 7月28日(火)16時29分、大臣官房総務課に災害対策本部（長：大臣官房長）を設置。
- 7月28日(火)18時20分、総務省非常災害対策本部（長：総務大臣）に格上げ
- 7月28日(火)、総務省非常災害対策本部会議（第1回）開催
- 7月29日(水)、総務省非常災害対策本部会議（第2回）開催
- 7月30日(木)、総務省非常災害対策本部会議（第3回）開催
- 7月31日(金)、総務省非常災害対策本部会議（第4回）開催
- 8月1日(土)、総務省非常災害対策本部会議（第5回）開催
- 8月4日(火)、総務省非常災害対策本部会議（第6回）開催
- 8月5日(水)、総務省非常災害対策本部会議（第7回）開催
- 8月7日(金)、総務省非常災害対策本部会議（第8回）開催
- 8月10日(月)、総務省非常災害対策本部会議（第9回）開催
- 8月12日(水)、総務省非常災害対策本部会議（第10回）開催

○ 人的支援について

- ・7月28日(火)16時32分、震度7を観測した熊本県の危機管理・防災担当部局宛てに公務員部応援派遣室から「躊躇なく応援要請をされたい」旨のメールを発出。
- ・8月4日(火)までに、熊本県内7市町に対し、7都県市から総括支援チーム（災害マネジメント支援等）の派遣を決定。

<総括支援チームの派遣状況（速報値）>

被災県	被災市町	派遣統括団体	延べ派遣人数（人・日）
熊本県	熊本市	東京都	<u>45人</u>
	八代市	大分県	<u>55人</u>
	宇土市	福岡県	<u>60人</u>
	宇城市	福岡市	<u>76人</u>
	美里町	（長崎県）	28人

	嘉島町	(宮崎県)	8 人
	氷川町	佐賀県	121 人
計	7 市町	7 都県市	393 人

※都道府県には管内市町村職員を含む。

※各被災市町への応援派遣を終了した応援職員派遣団体は、団体名を（）で記載

- ・ 8 月 7 日（金）までに、熊本県内 8 市町に対し、65 都道府県市から対口支援チーム（各避難所等の運営に係るマンパワー支援等）の派遣を決定。

＜対口支援チームの派遣状況（速報値）＞

被災県	被災市町	派遣団体	延べ派遣人数（人・日）
熊本県	熊本市	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、横浜市、相模原市、名古屋市、大阪市（千葉県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市）	2,746 人
	八代市	大分県、福井県、京都府、大阪府、岡山県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県、さいたま市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市（静岡市）	2,646 人
	宇土市	福岡県、滋賀県、京都府、徳島県、香川県	590 人
	宇城市	福岡市、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、長崎県、宮崎県、川崎市、静岡市、堺市、神戸市（千葉市）	3,111 人
	美里町	長崎県	265 人
	御船町	宮城県、山形県、福島県、新潟県	10 人
	嘉島町	北海道、青森県、岩手県、秋田県	90 人
	氷川町	佐賀県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、浜松市、岡山市、広島市	1,838 人
計	8 市町	65 都道府県市	11,296 人

※都道府県には管内市町村職員を含む。

※各被災市町への応援派遣を終了した応援職員派遣団体は、団体名を（）で記載

○ 偽誤情報対策

熊本県を震源とする地震に関して、流通する危険性のあるインターネット上の偽・誤情報への注意喚起を、総務省の SNS アカウントを通じて情報発信を実施。SNS における根拠のない情報拡散に対して、利用規約等を踏まえた適切な対応を行っていただくよう、主要な SNS 等のデジタルプラットフォーム事業者（Google、LINE ヤフー、Meta、X、TikTok）に対して要請を実施。

○ 被災地への総務省職員の派遣

- ・ 7 月 28 日（火）18 時 20 分、九州総合通信局から熊本県庁へ、リエゾン 3 名を派遣。
→ 7 月 29 日（水）8 時 20 分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を 3 名から 2 名体制へ変更。
→ 7 月 31 日（金）9 時 30 分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を 2 名から 4 名体制へ変更。

- 8月3日（月）9時30分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を4名から3名体制へ変更。
- 8月11日（火）9時30分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を3名から2名体制へ変更。
- 8月18日（火）8時30分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を2名から1名体制へ変更。

- ・ 7月29日（水）、公務員部から熊本県庁へ、リエゾン2名を派遣。
- 8月1日（土）、公務員部から熊本県庁へのリエゾン派遣を2名から5名体制へ変更。
- 8月4日（火）、公務員部から熊本県庁へのリエゾン派遣を5名から6名体制へ変更。
- 8月6日（木）、公務員部から熊本県庁へのリエゾン派遣を6名から5名体制へ変更。

○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

自治体からの要請を受け、以下の通信機器を貸与。

7月28日（火）：宇土市、宇城市	スターリンク各1台
7月29日（水）：熊本県	スターリンク及びポータブル電源各2台
7月30日（木）：八代市	スターリンク8台ポータブル電源6台
7月31日（金）：熊本県	スターリンク及びポータブル電源各6台
8月4日（火）：熊本県	簡易無線機8台
宇城市	スターリンク及びポータブル電源各1台
8月5日（水）：熊本県	公共安全モバイルシステム端末50台
8月7日（金）：八代市	スターリンク及びポータブル電源各8台

○ 電波法に基づく臨機の措置

- 7月29日（水）：国土交通省から航空局1局の空中線追加の変更申請があり、即座に許可。
- 7月31日（金）：八代広域行政事務組合から基地局4局の設置場所（通信所の追加）の変更申請があり、即座に許可。
- 8月6日（木）：神戸市から陸上移動局2局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。

○ 電波利用料

- ・ 7月28日（火）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・ 7月28日（火）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の納入告知書の送付を当面の間停止する措置を実施。

○ 財政支援について

- ・ 7月29日（水）、政府非常災害対策本部会議（第2回）において、総理から、普通交付税の繰上げ交付の迅速な実施について指示。
- ・ 7月29日（水）、総務省非常災害対策本部（第2回）において、総務大臣から、普通交付税の繰上げ交付について、速やかに手続きを行うよう指示。
- ・ 7月30日（木）、政府非常災害対策本部会議（第3回）において、総務大臣から、熊本県及び災害救助法が適用された熊本県内20市町村からの要望を踏まえ、7月31日の交付決定に向けて、手続きを進めている旨発言。
- ・ 7月31日（金）、熊本県及び熊本県内20団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（616億円）を、8月3日（月）に繰り上げて交付することを決定。
- ・ 8月3日（月）、熊本県及び熊本県内20団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、

9月に定例交付すべき普通交付税の一部（616億円）を繰り上げて交付。

- 行政書士による被災者の生活再建に向けた支援
 - ・ 7月30日（木）に日本行政書士会連合会に対して、被災者支援の協力依頼。
 - ・ 7月31日（金）に日本行政書士会連合会作成の「行政書士会・行政書士会員が行える支援」リストを熊本県を通じて、被災地方公共団体に周知。
- 被災者に対する情報提供・特別行政相談の実施等
 - ・ 8月2日（日）、被災地での生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応する特別行政相談活動の準備調整のため、行政評価局から熊本行政評価事務所へ2名派遣。
 - ・ 8月3日（月）～ 生活支援情報をまとめたガイドブックを公表、随時更新。
 - ・ 8月4日（火）～ ガイドブックの配布開始。
 - ・ 8月5日（水）～ 行政評価局等から熊本行政評価事務所へ追加で6名を派遣。計8名の応援体制を以後継続。
 - ・ 8月6日（木）～ 災害専用フリーダイヤルを開設。
- 8月4日（火）付で、被災者に対する地方税の減免措置等について、自治税務局長通知を発出。
- 特定非常災害の指定に伴う行政手続の特例に関する措置関係
 - ・ 8月7日（金）、熊本地震による災害を「特定非常災害」に指定する政令を閣議決定（同日公布・施行）。本政令により運転免許のような許認可等の満了日の延長（具体的には各府省が告示で制定）や、行政上の義務を履行できない場合の刑事上・行政上の責任の免責等が措置される。
 - ・ 同日、報道発表を行い、総務省のX（旧 Twitter）等で情報発信。
 - ・ 同日、熊本地震特設ページ（総務省 HP）に措置の概要を説明するチラシを掲載。
 - ・ 以後、各府省庁における告示の制定を促しつつ、各府省庁が制定する告示の状況を HP 上で随時更新の上公表。
- 消費者保護に関する取組の状況
 - ・ 8月6日（木）、携帯電話不正利用防止法施行規則を改正し、被災者が本人確認書類を喪失したために本人確認書類が提出できない場合においても携帯電話の契約を行うことが出来る特例を令和9年1月31日（日）までを対象期間として設定。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

（1）リエゾン派遣状況

- ・ NTT 西日本は、熊本県庁にリエゾンを派遣（現在は派遣を終了）。
- ・ NTT ドコモは、熊本県庁にリエゾンを派遣（現在は派遣を終了）。
- ・ KDDI は、熊本県庁にリエゾンを派遣（現在は派遣を終了）。
- ・ ソフトバンクは、熊本県庁にリエゾンを派遣（現在は派遣を終了）。
- ・ 楽天モバイルは、熊本県庁にリエゾンを派遣（現在は派遣を終了）。

（2）災害伝言サービス

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが災害用伝言サービスを展開。

（3）Wi-Fi スポットの提供

災害時等の無料Wi-Fi サービスである「00000 JAPAN（ファイブゼロジャパン）」をソフトバンク、KDDI、NTT ドコモ、楽天モバイルが被災地を中心に提供。

（4）避難所、災害対応機関への支援

① 避難所への支援（8月17日20時時点）

	提供している主な機器数			
	衛星インターネット	スマートフォン等	充電設備	Wi-Fi 機器
NTT ドコモ	4	-	1,674→1,672	9→8
KDDI	3	-	213	17→14
ソフトバンク	-	4	4	8
楽天モバイル	-	-	176→186	12
合計	7	4	2,067→2,075	46→42

② 災害対策機関への支援（8月17日19時時点）

	提供している主な機器数			
	衛星インターネット	衛星携帯電話	スマートフォン等	Wi-Fi 機器
NTT ドコモ	14→18	7	915→917	121→148
KDDI	59	2	365	110
ソフトバンク	7	-	368	53
楽天モバイル	3	-	110	20
合計	83→87	9	1,758→1,760	304→331

2. 放送関係

(1) NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和8年7月から令和8年8月まで（2か月間）の放送受信料を免除。

要望があった避難所に対して、テレビ又はラジオの設置・配布を実施。

八代市：避難所33か所を訪問、うち11か所にテレビを設置、9か所にラジオを配布

宇城市：避難所9か所を訪問、うち4か所にテレビを設置、6か所にラジオを配布

氷川町：避難所4か所を訪問、うち2か所にテレビを設置、3か所にラジオを配布

(2) (一社)衛星放送協会・スカパーJ S A T (株)

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

(3) (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

3. 日本郵政グループ関係

災害救助法が適用された地域を対象に、非常取扱いの実施。

・通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等。

・保険金の支払い等の非常取扱い等。

・普通貸付金に適用する利率の減免や入院保険金の特別取扱い等

以下の団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除。

・日本赤十字社、合志市、阿蘇郡西原村、下益城郡美里町、上益城郡甲佐町、八代市、宇土市、葦北郡芦北町

日本赤十字社に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除。

今回の地震で被災された方々への義援金として、日本郵政グループ4社で総額5,000万円を拠出することを8月5日(水)に決定。

大臣官房総務課防災・調整係
電 話 03-5253-5090
F A X 03-5253-5091